

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

天理市教育委員会

教育長 森 継 隆

天理市教育委員会規則第5号

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

(天理市立図書館条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市立図書館条例施行規則(昭和54年7月天理市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「整理」の次に「、貸出し」を加える。

第7条第1項中「いう。)で、図書館資料等」の次に「(電子書籍(電磁的記録であって、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。以下同じ。)を除く。以下次条及び第9条において同じ。)」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(電子書籍)

第10条の2 教育委員会は、市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者であって、第7条第2項の図書館利用カードの交付を受けたものに対して、電子書籍の貸出しを行うことができる。

2 電子書籍の貸出しを受けようとする者は、天理市電子図書館利用申込書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

3 電子書籍の貸出冊数は、1回に5冊以内とする。

4 電子書籍の貸出期間は、14日以内とする。

5 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、貸出冊数又は貸出期間を変更することができる。

第13条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、第10条の2第1項の電子書籍の貸出しについては、この限りでない。

第15条第1項中「参考図書館資料等」を「参考資料」に改め、同条第2項中「図書館資料等」を「資料」に改める。

第1号様式中「西暦 明・大・昭・平」を削る。

第2号様式の次に次の様式を加える。

第3号様式（第10条の2関係）

年 月 日

天理市電子図書館利用申込書

天理市電子図書館を利用するための利用者IDおよび初期パスワードの交付を申し込みます。

なお、この申込内容及び利用に関する情報を、天理市立図書館利用カードの利用者情報の一部として取り扱うことに同意します。

利用カード番号（8桁）								
氏名	(フリガナ)							
生年月日	年 月 日							
住所	〒							
電話番号								
学校名・勤務先名称 ※ご登録住所が天理市外の方								

<職員記入欄>

登録日		担当者	
証明書	免・保・学・他		

第2条 天理市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第4条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2項を削る。

第10条を削り、第10条の2を第10条とする。

第3号様式中「第10条の2関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。